



永縁と『堀河百首』：堀河百首研究（三）

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-07-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 竹下, 豊 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.24729/00011097">https://doi.org/10.24729/00011097</a>

# 永縁と『堀河百首』

— 堀河百首研究(三) —

竹 下

豊

多人数による組題百首・応制百首の嚆矢とされる『堀河百首』には、複雑な成立過程が考えられる。現存諸本が、源顯仲と永縁を除く十四人本、顯仲と永縁の一方を欠く十五人本、両者とも含まれる十六人本の三種に大別されることが、それを端的に示している。

前稿「『堀河百首』の成立事情とその性格―堀河百首研究(一)―」（『女子大文学 国文篇』第三十六号、昭60・3）でも、『堀河百首』の成立事情の一端を考察したことがある。その中で、『堀河百首』に見える類似歌の存在などから、

その規模のほどはわからないにしても、『堀河百首』詠進のための「百首作歌研究会」のようなものが持たれ、顔を合わせて詠歌し、批評し合ったりすることもあったであろう。また、消息などで歌を見せ合ったり、論評し合ったりすることもあった

と想像される。……そうした「場」で、お互いに影響し合ったり、先に詠まれた歌の影響を受けたりして、類似歌が生まれたのだろうと思われる。

と述べた。そして、最終形態の十六人本の作者の中で、十四人本（奏覧本）の作者に含まれない永縁に、類似歌が際立って多いことから、奏覧以後に遅れて詠進した永縁は、既に成立していた一四人の作品を見ることが出来る立場にあったと想像され、その影響を濃厚に受けていると指摘した。この指摘が説得力を持ち得るためには、永縁はどのようなようにして『堀河百首』の作者に加わったのか、また『堀河百首』のための「作歌研究会」に参加してはいなかったか、といった問題について、考えてみる必要があるであろう。

前稿では、こういった問題について、深く言及しなかったのであるが、本稿では、改めて永縁と『堀河百首』の関係について考えるとともに、『堀河百首』の流布、享受の面で、永縁の果たした役割

などについても述べてみたいと思う。

## 二

永縁の堀河百首歌は、奏覧本と目される十四人本の作と全く無関係に詠まれているわけではない。前稿で挙げた例の中から、今は二例だけ掲げてみよう。

青柳の糸はみどりの髪なれや吹きくる風のけづり顔なる

(春・柳・一二六・肥後)

青柳の糸はみどりの髪なれやみだれてけづる二月の風

(同・一二四・永縁)

神山のしるしと思へばけふごとに葵のかづらせぬ人ぞなき

(夏・葵・三六五・隆源)

けふごとに葵のかづらす人は神のしるしと思ふなるべし

(同・三六四・永縁)

前稿で説明したので、詳細は省略するが、後の例など、隆源歌の一・二句と三句目以下を入れ換えれば、そのまま永縁の歌になり、一方が剽窃歌と言われても仕方がないほどである。

このような例が出てくる理由は、二通り考えられるだろう。一つは永縁も「百首作歌研究会」のようなものに参加していて、他の百首作者と相互に影響し合ったり、他の作者の影響を受けたりした、

という考えである。もう一つは、「百首作歌研究会」には参加していないが、既に成立していた十四人本を見ることができ、その影響を受けて詠んだと考えることである。他に「作歌研究会」にも参加し、十四人本を見ることもできたと考えられることも可能である。しかし、この場合は、どちらからの影響を重くみるかによって、先の二通りに合めて考えてよろしかろう。

この問題を考えるに当って、まず『堀河百首』が堀河天皇に奏覧された時期と推定されている長治二年(一一〇五)五月二九日(同三年三月一日)の間の永縁の経歴をしてみよう。永縁は承徳元年(一一〇七)一二月、元興寺別当、康和三年(一一〇一)三月、大安寺別当となり(『僧綱補任』)、天永三年(一一一二)五月には興福寺権別当に補されている(『興福寺三綱補任』、『興福寺略年代記』)。したがって、『堀河百首』の奏覧時期には、大安寺別当であった。とすると、その前後も含めて、永縁は奈良在住ということになる。<sup>(注1)</sup> 次節に述べるとく、毎年五月に行われる最勝講の講師を務めたりしているから、入洛することもしばしばあったと思われるが、そういう折も仏事以外の「作歌研究会」などに参加する機会は、まずなかったのではないだろうか。

また、『堀河百首』諸本に載せる異伝歌中に、源頭仲とともに、永縁の歌は一首も含まれていない。この異伝歌は、約六五首にももの

ばり、その大部分は、『堀河百首』の切継ぎの過程で切り出された歌であろうという（橋本不美男・滝沢貞夫『校本堀河院御時百首和歌とその研究<sup>本文篇</sup>』〈以下、『校本』と略称す〉三五八頁）。この切継ぎは、『百首作歌研究会』の段階で行われたというより、一応、各歌人の百首歌が集まった段階で行われたと思われる。切り出された歌の中に、永縁の歌が一首もないということは、やはりその段階では永縁の百首歌が詠進されていなかったということを示しているよう。したがって、切継ぎの前段階、「百首作歌研究会」のような時点で、既に永縁が参加していた可能性は極めて薄いと云わざるを得ない。

次に、「人ハ花ノ林ノカウバシキアトヨリコノカタゾトブラヒ侍ケル」と、その跋文で、「花ノ林」つまり花林院権僧正永縁以後の歌を集めたと述べる素俊（俗名橋家季）撰の『檜葉和歌集<sup>（注）</sup>』に、

新古今エラバレケルコロ、堀川院御時ノ花林院権僧正ノ例ニ  
ヨリテ、百首ノ歌タテマツリケルツイデニクハヘ奏ケル  
ニホヒナキソノコトノハトオモヘドモ花ノハヤシノアトロコソ  
オヘ  
（巻十二・雑三散篇・九四九・前大僧正雅縁）

という歌が見える。この歌の詞書から、『校本』は「奈良在住の永縁が、親しい俊頼や基俊等からこの空前の壮挙を聞き、この題額の百首歌を自から進んで詠み、『堀河百首』の中へ加えて欲しい旨の

一首を付けた」と推定している（三五六頁）。私解によれば、該歌の詞書は『堀河百首』の時の永縁の例に倣って、雅縁が『新古今集』撰集の頃に百首歌を奉った、そのついでに該歌一首を加えて奏上したと読むべきであろう。永縁の百首歌の奉り方が特殊な例であったということ、『堀河百首』の中へ加えて欲しい旨の一首を付けたとまでは、言い切れないように思う。

ところで、『校本』はさらに、「雅縁の歌の内容からしても、選に洩れた者が自薦する姿勢が窺われ、永縁自薦説が成り立つものと思われる」と述べる（三五六頁）。確かに、永縁が自薦で『堀河百首』の百首歌を奉った、その例にならって、百首歌の人数に入らなかった雅縁が、自ら進んで百首歌を奉ったというように解することが可能である。そして、それは折から撰集中の『新古今集』への入集を期待したものであったに違いない。

先の雅縁歌の詞書から、雅縁は「『堀河百首』の永縁の例にならって、『正治二年院百首』の際、百首を召されたようである」（久保田淳『新古今和歌集全評釈』第四卷所収、九七四番の雅縁歌）と解することもでき、その場合、永縁も自薦ではなく、百首歌を召されていたということになる。ただ、こう解すると、「堀川院御時ノ花林院権僧正ノ例」は、興福寺別当が院に百首歌を召された先例という程度の意味しか持ち得ない（もっとも永縁は『堀河百首』の頃

は、大安寺別当であった。雅縁が「花ノハヤシノアトロコソオヘ」と詠んだのは、永縁が同じ興福寺別当を務めた人であり、先輩歌人としての永縁を崇敬していたからでもあろうが、一首の内容は、『校本』が指摘する通り、永縁の特別な例を拠る所にして、自薦で百首歌を奉ったことを言っているのではなからうか。そう解すると、現存の『正治二年院百首』の伝本の中に、雅縁の百首を収めるものは見当たらない（久保田氏の前掲著）というのも、納得がいくように思われる。

『堀河百首』の永縁歌が、自薦によるものとすれば、その契機として、「親しい俊頼や基俊等からこの空前の壮挙を聞」いたことを想定するのは無理ではない。天治元年（一一二四）春——八月十五夜の可能性もある——の『奈良花林院歌合』の判者を基俊・俊頼に依嘱し、基俊息光覚、俊頼孫教縁を歌人として加えていること（実際は、両者の作は基俊、俊頼の代作）、光覚をめぐる基俊と永縁の贈答（『基俊集』）などから窺われる、永縁と基俊・俊頼との親密さが、『堀河百首』の頃まで遡り得るか、疑問がないわけではないが、基俊、俊頼の縁からの可能性は充分に考えられる。かてて加えて、『堀河百首』十四人本の作者の中には、永縁の妹、河内もいる。これらの人々を通じて、『堀河百首』の百首歌を詠むために、既に成立し、奏覧されていた十四人本を見る機会を得たのではない

だろうか。

また、永縁が百首歌を奉ったのは、別に永縁と堀河天皇の関係も考えられるように思うが、その点については次節で触れたい。

如上のごとく、永縁が『堀河百首』のための「百首作歌研究会」のようなものに参加していなかったとすれば、十四人本の作者との類似歌は、奈良在住の永縁が十四人本を見、その影響を受けて詠んだと考えるのが、最も妥当な見解のように思われる。この見解は、永縁の百首歌が十四人の奏覧本に遅れて詠進されたという事実や、永縁の類似歌が、他の歌人の場合に比して、数量的にも内容的にも強い影響を受けている事実と整合性を持ち得よう。『堀河百首』（十四人本）の最初の享受者は、実は同じ『堀河百首』作者の永縁だったと思われるのである。なお、永縁が当初の人数に加えられなかったのは、やはり奈良の地にあったということが、大いに影響していると考えられる。

### 三

前節で触れたように、当初の出詠予定歌人の中に入っていなかったと思われる永縁が、後に加わった点について、親しい俊頼や基俊等からこの空前の壮挙を聞いて、自から進んで詠んだという『校本』の指摘（三五六頁）は、『袋草紙』や『無名抄』、『宇治拾遺

物語」の逸話(注)から窺われる、永縁の教寄人、好士ぶりからみても、充分に首肯できるように思う。多人数による空前の百首歌のことを伝え聞いた、好士永縁が、後にでもその員数に加えられたいと思つたとしても不思議ではあるまい。

一方、奈良在住の永縁が、『堀河百首』の作者に特に加わつたのは、好士の故ばかりではなく、奏覧先である堀河天皇との関係も考えられないだろうか。順徳院の『禁秘抄』に、それを示唆する記事がある。今、高松宮家本の一本(甲本)から引用しよう(陽明文庫一本八近・八九・三九も同じ)。

真言法華經其外御用御經ヲ可有御誦習。御師御持僧中可選其人ノ事也。堀河院御時、唯識論誦習御師永縁教、申。匡房難申也。雖ニ大才一猶淨行人可レ爲御師ニ之故歟。(仏事次第)

御經師殊有清撰事也。堀河院御時唯識論被召召永縁、匡房曰雖ニ大才一猶非清淨ハ恐リ。(御侍読事)

右の引用のうち、傍線部の二ヶ所「永縁教申」、「被レ召ニ永縁」については、それぞれ「永縁欲レ召」、「欲レ召ニ永縁」とする本文(群書類従本)や、一方の本文を傍記する本文(高松宮家本一本八乙本)▽、陽明文庫一本八近・八九・三七〇三八)などもある。引用した通りの本文であれば、堀河院の唯識論誦習の御師として永縁が教え

たということになる。「永縁欲レ召」という本文は本来の漢文の用法からはおかしいが、「欲レ召ニ永縁」と合わせると、永縁を召すうとしたが、大江匡房に非難された。さらに、そのために、永縁を召すのは止められたとまで読むことも不可能ではないが、恐らくはそう読むべきではあるまい。永縁が召されたけれども、匡房の非難もあつたように、その人選には問題があつたことであろう。『禁秘抄』は、御経師の選び方を説くのに、その選び方に問題のあつた過去の事例として、永縁の例を挙げていると考えられる。

右の「御侍読事」の条は、引用文に続いて「上古殊有撰」と述べ、その一例に、「堀河良意寛治八年十月十四日於三間」の例を挙げている。諸資料の寛治八年(一〇九四)一〇月一四日(『禁秘抄』諸本のうち、二四日とする本もある)の条に該当記事は見えないが、二月七日に堀河天皇が、護持僧権大僧都良意から、二間において御経および真言等を習った旨の記事が見える(『中右記』)。

堀河天皇の護持僧として、「護持僧次第」は、良意のほかに、法印権大僧都隆命・同増善・法印仁源・権少僧都義範・阿闍梨俊観・法印賢運・阿闍梨定円・同公円の八人を挙げる。このうち、増善は康和五年(一一〇三)一〇月三日、東宮に不動法を修せしめている(『為房卿記』)。

永縁の名は護持僧の中に見えないから、「御師御持僧中可レ選其

人「事也」という『禁秘抄』の言からすれば、永縁が唯識論誦習の御師となったのは問題ということにもなるであろう。

しかしながら、永縁の事蹟を辿ると、堀河天皇の御師として、必ずしも不適ではないと思われる。たとえば、毎年五月の吉日を選んで、『金光明最勝王経』を宮中清涼殿において講ずる「最勝講」は、三講の一として、学僧昇進の次第に重要な位置を占める。その「証義、講師、聴衆など」は、「四箇の大寺東大 興福 延暦 園城の僧の中に稽古の間こえあるをえらびて定む」ことになっているが（『公事根源』五月の条）、堀河天皇在位中（応徳三年八一〇八六〇一一月〜嘉承二年八一〇七〇七月）の諸記録（『後二条師通記』『中右記』など）によると、永縁は、毎年のように講師を務めている。すなわち、寛治六年（一〇九二）、同七年、嘉保二年（一〇九五）、承徳二年（一〇九八）、康和四年（一一〇二）、同五年、長治元年（一一〇四）、同二年、嘉承元年（一一〇六）、同二年に、その名が見える。諸記録の不備（たとえば、『中右記』は、承徳三年〜康和三年の記事を欠く。あるいは僧名を記さない記録もある）を勘案すれば、実際はもっと多かっただろうと思われる。また、承徳二年三月五日、御物忌で紫宸殿において、法印権大僧都良意巴下六十口の僧が大般若御読経を行った時、導師を務めているし、嘉承元年五月二〇日、春季御読経の講師となり、二二日には、興福寺別当覚信の代

りに、春季御読経御論議の結番を定め、翌二年三月二三日には春季御読経の講師を務めている。

さらに、康和二年七月六日には、白河院の春日一切経供養の導師となっている（『興福寺別当次第』）。また承徳三年三月八日には関白師通の観音経供養の講師を務め（『後二条師通記』）、堀河天皇の死後であるが、天仁二年（一一〇九）一〇月二四日には、関白忠実に不空絹索経を教授している（『殿暦』）。

繁雑を恐れずに、永縁の主だった事蹟を述べてきたが、以上の記録によって、堀河天皇の代における学僧としての永縁の評価の高さは十分に推し量ることができる。そもそも永縁は、大蔵大輔従五位上藤原永相という下級貴族を父に持ち、しかも九歳でその父を失って、母に連れられ、一乗院頼信に師事したという（『元亨釈書』巻五、『本朝高僧伝』巻十一）。永縁の前の興福寺別当であった大僧正覚信は関白師実息である。その後、有力貴族出身の興福寺僧をさしおいて、永縁が興福寺別当にまで昇りつめたのは、ひとえにすぐれた学僧であったからであろう。永縁は法相宗の学僧として、唯識に深い造詣を持っていたと思われるのである。その永縁が、堀河天皇の唯識論誦習の御師となったとしても、不審とするには当らないだろう。

このように、永縁と堀河天皇の特別な結び付きが考えられるなら

ば、京の中央歌壇から離れた奈良在任の永縁が、特に『堀河百首』の作者に加わったとしても、不思議ではないように思われる。ここに至って私は、『堀河百首』は「顯隆の百首を継承して東宮の聖天子への成長を祈願した」ものとする上野理氏の説（『後拾遺前後』六七〇頁）の上に、永縁の特別参加の意味を求めたい気もするが、今はそれ以上踏みこまない。永縁が俊頼や基俊から百首歌の企てを聞きつけて詠進した（『校本』三五六頁）というのは充分に納得できる見解であるが、それに加えて、永縁と堀河天皇の特殊な関係が、永縁の『堀河百首』出詠に作用している可能性を述べるだけにとどめておきたい。

#### 四

では、遅れて詠進した永縁の百首が、奏覧本の十四人本に加えられて、流布したのは、いつ頃からであろうか。「一六人本の存在がどこ迄確実に辿られるかという点」について、滝沢貞夫氏は「勅撰集・私撰集の撰集資料がほぼ一六人本であると推定される処から、一六人本は既に『金葉集』の撰集時から存在し以後流布していた事が窺われる」と述べておられる。<sup>(注5)</sup>これは首肯できる見解であるが、永縁の堀河百首歌の存在、流布を、もっと遡ることはできないだろうか。

永久四年（一一一六）六月四日の『六条宰相家歌合』（萩谷朴『平安朝歌合大成 六』所収）に次の歌が見える。

冬寒み猪名の中山越え来れば檜の枯葉にあられ降るなり

（十一番・霰右・道経）

この歌について、判者藤原顕季は、「右歌は百首歌に二文字三文字ぞ変りたると、左方の人人侍めれば、何事をかは」と述べている。これについて萩谷氏は、余りにも近い頃の堀河院百首冬の永縁歌や仲実歌などを本歌として、その類似性を左方から指摘されていると述べられる（当該歌合の解説）。萩谷氏の言われる堀河百首歌というのは、次の二首である。

さ夜さむみ人まつ人に聞かせばや萩のかれはにあられふるなり

（冬・霰・九三五・仲実）

冬の夜をね覚めてきけばかた岡のならのかれ葉に霰ふるなり

（同・九四〇・永縁）

顕季判に言う「百首歌」が『堀河百首』のことであるのはまちがいあるまい。というのは、同じ『六条宰相家歌合』の、

郭公夏の夜さへぞうらめしきただ一声に明けぬとおもへば

（四番・郭公左・ある女房）

に対し、判者顕季は、「左歌は、百首の歌に一文字もかはらねば、なに事をかは申すべき」と述べる。「ある女房」の歌というのは、



『堀河百首』夏・郭公・三七三の顕季歌と全く一致しており、顕季判は、それを指摘したものである。萩谷氏が、この「ある女房」を主催者実行とするのが妥当であると言われるのに賛意を表する。とすれば、実行は、舅であり、歌合判者である顕季の堀河百首歌をそっくり流用したことになる。これは、「本歌合の主催者は実行であるが、事実上は、判者顕季の一族によって運営されたものといえ」、「私的なグループの中で運営された歌合であった」からこそ、可能であったであろう。それはさておき、我々は、『六条宰相家歌合』の時点で、「百首歌」「百首の歌」と言えば、『堀河百首』を指していたということを知り得る。

ところで、先の『六条宰相家歌合』の「冬寒み」の道経歌であるが、下句は『堀河百首』の永縁歌「冬の夜を」に全く一致する。似た歌として、「さ夜さむみ」の仲実歌があるので、速断はできないが、顕季判のいう「百首歌」の歌は、永縁歌である可能性が高い。とすれば、永久四年六月の『六条宰相家歌合』の頃には、永縁の百首歌は、『堀河百首』中の歌として知られていたことになる。顕季判に「左方の人人侍めれば」と言うごとく、この永縁歌を含む『堀河百首』は流布していたものと思われるのである。そして、それが永縁を含み、源顕仲を含まない十五人本であった可能性も否定はできないが、滝沢氏の御研究と合わせ考えると、十六人本であっ

た蓋然性が高い。

以上、推測を重ねたが、十六人本『堀河百首』が、永久四年（一二六）六月には流布していた可能性を指摘しておきたい。因みに、後世、「堀河院次郎百首」「堀河院後度百首」とも呼ばれ、『堀河百首』と一對として扱われることのある『永久百首』の成立は、同じ永久四年の一二月二〇日のことである。

## 五

ところで、永縁と親交のあった源俊頼撰の『金葉集』（二度本）入集の永縁歌の中に、次の三首が見える。

奈良にて人人百首歌よみはべりけるにさわらびをよめる

①やまざとはのべのさわらびもえいづるをりにのみこそ人はとひ  
けれ  
（金葉二・春・七一）

奈良に人人百首歌よみけるに時雨をよめる

②やまがはのみづはまさらでしぐれにはもみぢのいろぞふかくな  
りける  
（金葉二・冬・二五九）

奈良の人人百首歌よみ侍りけるにうらみの心をよめる

③おもはんとたのめし人のむかしにもあらずなるとのうらめしき  
かな  
（金葉二・恋下・四三〇）

三首の詞書によれば、奈良の地で人人が百首歌を詠んだことがあ

り、その時の詠らしい。そして、これは、同じ『金葉集』(二度本)に、

奈良花林院歌合に月をよめる

いかなれば秋はひかりのまさるらむおなじみかさの山のはの月

(秋・二〇二・永縁)

があるから、有名な『奈良花林院歌合』とは別の機会の詠のようである。

「百首歌」というと、前節に触れたように『堀河百首』がすぐに念頭に浮かぶが、当該三首は、現在知られている『堀河百首』のどの伝本にも見えない歌だから、『堀河百首』の歌ではない。

ところが、この三首は、『堀河百首』とは無縁ではないようだ。

まず、各の詞書に見える歌題「早蕨」「時雨」「恨」は、すべて『堀河百首』の歌題である。そして、①の歌は、「をりにのみこそ」「をり」に、時間の「折」と「さわらびを折り」の意が掛けられ、そこに永縁の工夫があるが、この歌は、『堀河百首』の紀伊歌、

まだきにぞつみに来にけるはるばると今もえ出づるのべのさわ

らび

(春・早蕨・一四三)

の影響を受けているようである。また③はほかならぬ永縁その人の同じ題「恨」の堀河百首歌、

みるままに人の心のありしにもあらずなるとの恨めしきかな

(恋・恨・一二七六)

と下句が全く一致する。

第二節で触れたように、俊頼は永縁と親交があったはずであるから、『金葉集』に入集させた永縁歌の詞書を、何の根拠もなく記したとは思われない。永縁らが百首歌を詠んだというのは、『檜葉和歌集』からも窺うことができる。同集には、一六首の永縁歌が見えるが、そのうち半数の八首は『堀河百首』の歌で、『奈良花林院歌合』の歌も一首ある。そして、その他の七首の中に、百首歌である旨の詞書を有する二首が見える。

百首ノ歌ノ中ニ

④ウグヒスノネグラノハナハサカナドモハツネゾ春ノシルシナリ  
ケル (卷一・春・四)

百首ノ歌中ニ

⑤カスガ山イハネノコマツシゲケレバヒクトモツキジチヨノタメ  
シハ (卷七・神祇付賀祝・五三一)

この二首は、もし堀河百首題による百首であるとすれば、④は「驚」題、⑤は「子曰」あるいは「祝」題あたりに相当しよう。『堀河百首』(十六人本)の「子曰」題において、歌枕「春日野」を詠んだのは、永縁の次の一首のみである。

春日野に子曰の小松ひきつれて神にぞ祈る君が千とせを

(春・子曰・二八)

この歌は、⑤の歌と関連が認められはしないだろうか。つまり、今問題にしている百首歌と、『堀河百首』との前後関係は別にして、一方が一方を念頭において詠まれた可能性も考えられるように思う。

以上、永縁たちが、奈良で、堀河百首歌による百首歌を詠んだ可能性を指摘した。その永縁歌の中には『堀河百首』の自歌と無関係とは思えないような歌も認められる。

## 六

次に、『堀河百首』と永縁たちの百首との前後関係はどうであろうか。先に述べたように、永縁たちの百首が、堀河百首歌によるとすれば、当然『堀河百首』の方が先行するのであり、そう考えるのが妥当と思われる。『堀河百首』の百首を詠進した永縁が、その後、別の機会に、「奈良にて人々」を集めて、堀河百首歌百首を詠んだものと推測して誤りはないと思うのである。

では、その時期は、いつ頃のことであろうか。永縁の事蹟を考慮すれば、やはり天治元年(一一二四)の永縁主催『奈良花林院歌合』の頃という可能性がまず考えられよう。それを推定する手がか

りが、『檜葉和歌集』の中に見える。

百首ノ歌ノ中ニ

勝超法師

⑥山フカミクル人ナシノヨブドリヨハニナクネアハレトゾ聞  
ク (卷一・春・九一)

百首ノ歌中ニ

勝超法師

⑦ナニハガタミダレテフセルアシノハニムスボホレタルウス氷哉  
(卷四・冬・三一六)

作者勝超法師については、橋本不美男氏の考察があるのでくり返さないが、『奈良花林院歌合』の作者である。そして勝超法師歌の詞

書は、④⑤の永縁歌のそれと全く一致する。永縁の時代は、百首

歌、殊に複數歌人による百首歌は、『堀河百首』『永久百首』を数

える程度で、そう度々行われていたとは考えがたいし、永縁、勝超

法師ともに興福寺僧で、『奈良花林院歌合』の主催者とその出詠歌

人という関係にある点をも考慮すれば、この勝超法師の二首は永縁

と同時の百首で、堀河百首歌によるものと考えていいのではないだ

ろうか。その場合、⑥は「呼子鳥」題、⑦は「初冬」または「寒

蘆」題による詠であろう。また⑥の歌は、『堀河百首』の

こぬ人をまちかね山のおぶこ鳥おなじ心にあはれとぞ聞く

と、三、五句が一致するなど、明らかに肥後歌の影響を受けてい

る。一方、⑦も『堀河百首』の

なにはえの浪になづさふしをれ蘆のけさ塩風にさえてみゆらん

(冬・寒蘆・九六七・仲実)

に想を得ているようである。このように勝超法師歌に『堀河百首』の影響が認められるのは、やはり堀河百首題によつたためである。なお、④⑤⑥⑦が、堀河百首題によるものとすれば、詞書中に歌題が記されていない点に、疑問がないわけではないが、『檜葉和歌集』では歌題を記さない百首歌は珍しくないし、同集収載の永縁の堀河百首歌の場合でも、詞書を「題不知」(四六四)、「堀河院御時歌奉ケルニ」(八四四)と記して歌題を示さない例も存するから、特に異とするには当たらないだろう。

勝超法師の⑥⑦が、永縁の④⑤と同時の、堀河百首題による百首歌であるとすれば、既述のごとく、それは『奈良花林院歌合』の前後に行われた可能性が考えられる。『奈良花林院歌合』は、天治元年(一一二四)に催されており、これは俊頼が、白河院の勅撰集『金葉集』(撰進の院宣を奉じた年で、時期が極めて接近している。しかし、『金葉集』二度本は天治二年の奏上と考えられており、同じ『金葉集』二度本に、先に引用したように『奈良花林院歌合』の歌が見えるから(九頁上段)、その前後の百首歌が、入集していても不都合はない。ただし、当該百首歌は、永縁没の天治二年四月

五日を降ることはない。

永縁の「花林院」に入々が集まってしばしば歌会が行われたらしいことは、『檜葉和歌集』に、

花林院ニテ人々哥ヨミ侍ケルニ、カタガタノ祝トイヘル事ヲ  
マツノウヘニスムアシタヅハキミガヨノチヨロカサヌルシルシ  
成ケリ  
(巻七・神祇付賀祝・五二五・永縁)

とあることから窺うことができる。その「花林院」を中心とする奈良の歌人たちの活動の一環として、堀河百首題による百首歌が行われたものと考えられる。それに、『堀河百首』の作者、永縁の果たした役割は大きい。また、嘉承三年(一一〇八)七月頃の成立と言われる、『堀河百首』作者源国信の「恋昔百首和歌」<sup>(注7)</sup>が、概ね堀河百首題に拠っている例はあるが、この奈良の百首歌は、『堀河百首』の影響、享受史の上で、現在知られている限り、複数歌人による堀河百首題百首の最も早い時期のものとして逸することができる。い。

## 七

本稿で、度々引用してきた『檜葉和歌集』は、永縁と勝超法師の例を除き、百首歌の歌を二七首収めている(一番歌合歌を除く)。その作者は読人不知を除き二人。その中に、たとえば、

百首ノ中ニ、サクラ

シラ雲トナニコソタテレカヅラキノ山ニモシルクハナハサキケ  
リ  
(巻一・三三・春・頼覚法師)

のように、堀河百首題「桜」と一致する例もある。「僧綱補任」の堀河天皇の応徳四年(一〇八七)の条に「権大僧都頼覚」の名を見出す、これは藤原道兼の孫の頼覚で、右歌の作者「頼覚法師」とは別人のようだ。ただ、この頼覚は、同じ『檜葉和歌集』に『東大院老若歌合』の歌が収められているから(二三八)、東大寺の僧であつたらしいという見当だけはつく。

この頼覚の例のように、管見の範囲では、百首歌の作者たちの大部分については、詳細を知ることができず、知り得たのは、『金葉集』『詞花集』作者の僧都覚雅(源頭房息)など、二、三人のみであつた。『檜葉和歌集』では、「法橋名円」「権大僧都経円」「権律師増弁」などを除き、作者名を「——法師」と表記しているから、百首歌作者のほとんどは凡僧であつたのだろう。そして、彼らの大部分は、永縁のいた興福寺、それに東大寺の僧侶と考えて大過(注8)あるまい。

その中に、詞書に明記されている歌題で、堀河百首題に一致するものを他に、二、三例挙げてみよう。

百首歌ヨミ侍ケル中ニ、タカガリ

ハシタカノスエノハラニヤドカリテコヨヒアケナバアサカリ  
ニセム  
(巻四・冬・三四六・重英法師)

百首ノ歌ヨミ侍ケル、ウヅミ火

ヨヲサムミノコルトモナキウヅミ火ノアタリヲタノムヒトリネ  
ノトコ  
(同・三五〇・円家法師)

百首歌ノ中ニ、カゲラノ哥

ニハ火タクコロモノソデモサエニケリサカキバシロクシモノフ  
リツツ  
(巻十一・雑二諸節篇・八六八・尊者)

このうち、三首目の作者「尊者」は、「禪定院尊者」(六九三・八二九・八五五の作者)と同一人物だとすれば、興福寺関係者となる。また、二番目の円家法師詠の題「ウヅミ火」は『堀河百首』においては、諸本に「埋火」「炬火」の両通りがあり、疑問がないわけではない。あとの題「鷹狩」と「神楽」は、『校本』が指摘するように、一般的ではない歌題であり(三三九頁)、堀河百首題によって詠まれた百首の一部である可能性が考えられる。さらに、『檜葉和歌集』には、

堀河院百首ヲ題ニテ月ナミノ歌ヨミケルニ、子日ヲヨメル

春ノイロノフタシホミユルヒメコ松ゴゾノ子ノ日ニタレノコシ  
ケム  
(巻一・春・九・命円法師)

のように、堀河百首題による月次歌の例も存する。

奈良というと、和歌の方では、東大寺・興福寺・春日社がすぐ  
思い浮かべられる。「檜葉和歌集」跋文は、

ソノカミ右京権大夫入道師光カスガノサトニシルヨシシテスミ  
ワタリシ時、南都集一部ヲエラビテ人ノ心ヲヤシナハシム<sup>〔朽〕</sup>  
サテノチ、山階集、山階後集、拾遺南都集、朝惠惠章<sup>〔朽〕</sup>ガウ  
チギキゾト<sup>〔朽〕</sup>コユル物アヒツイデ……

と記す。右のうち、『山階集』は「和歌現在書目録」にその名が見  
えるから、仁安元年（一一六〇）以前の成立である。「又号ニ山階  
集、撰ニ南都歌」(『八雲御抄』巻一)とあるから、南都の歌人の  
歌を撰集したものであるが、『和歌色葉』『代集』によると、編者  
は宗延(慈光坊)という。この宗延も実は興福寺僧侶で、『奈良花  
林院歌合』の作者なのである。そして古くから、永縁と関係があっ  
たらしく、

花林院ノ権僧正凡僧ニ侍ケルトキ、海上月トイヘル題ヲ人々  
ニヨマセテアハセ侍ケルニ  
宋延法師

秋ノ月アカシノウラノナビキモニスムワレカラノカズモカクレ  
ズ  
(巻三・秋・二三五)

が、『檜葉和歌集』に見える。「花林院ノ権僧正」はいうまでもな  
く永縁である。確実な記録では、永縁は永長元年（一一〇九六）に権  
律師として見えているから(『僧綱補任』)、「凡僧ニ侍ケルトキ」は

それ以前になる。「堀河百首」の奏覧時期を遡ること、十年以上前  
から、永縁は歌合を主催していたことが知られるのである。

また、宗延がその撰集に、興福寺の別称である「山階寺」に因ん  
だ「山階集」という名を付けたのも、興福寺僧の自分が、興福寺を  
中心に編んだ集であったことを示したものと思われる。「山階後  
集」はそれを承けついでということであろう。

さらに、跋文の「朝惠惠章<sup>〔朽〕</sup>ガウチギキ」は朝惠、惠章の編  
んだ私撰集と解されるが、朝惠法師は『千載集』(七三九)・『新古  
今集』(五〇四)の作者、惠章法師は『千載集』(一一四九)の作  
者であり、ともに興福寺僧である。

このような、寺僧による私撰集の編纂のほかにも、興福寺では活  
発な和歌活動が行われている。その一端を示せば、永縁の前の別  
当であった大僧正覚信は、寛治七年（一一〇九三）三月一日、『奈  
良歌合』を興福寺において催しているし(『平安朝歌合大成五』)、『  
檜葉和歌集』から、元永二年（一一一九）五月一七日の『禪定院  
歌合』(四六八番詞書。作者宗延法師)、『奈良花林院歌合』と同じ  
天治元年（一一二四）の『一乗院歌合』(五〇六番詞書)のごと  
く、興福寺の子院での歌合の存在が知られる。

その興福寺の和歌活動に大きな足跡を残したのが、花林院に拠っ  
た永縁を中心とする活動である。そして、南都の中でも際立った興

福寺の和歌活動に留意すれば、永縁らが南都の僧侶歌人に与えた影響は無視できないだろう。先にも引用したごとく、「一人花ノ林ノカウバシキアトヨリコノカタラゾトブラヒ侍ケル」(『檜葉和歌集』跋)という一文が、それを端的に示しているように思われる。その永縁らが、堀河百首題による百首歌を詠んだことの意味は小さくないはずである。

『檜葉和歌集』の跋文によれば、撰者素俊は藤原定家と親交があり、その勧めもあって、嘉禎三年(一二三七)六月五日同集を編んだという。そうした都の歌人との交流を考慮すれば、藤原俊成や慈円・定家・家隆等の堀河百首題による百首歌が、南都の僧たちに刺激を与え、同様な試みの流行を促したことは、十分に想像できる。その一方で、新古今時代に先立って、院政期、南都において、永縁らが堀河百首題百首を試みたことが、南都の緇流歌人たちの百首歌に与えた影響も、決して看過することはできないように思うのである。『檜葉和歌集』に収められた百首歌、殊に堀河百首題百首と推定される百首歌に、永縁らの先駆的活動の与えた影響と刺激の一端を見ることは容易であろう。

## 八

以上、臆測を重ねてきたが、『堀河百首』作者永縁をめぐる、

永縁と『堀河百首』の関わり、たとえば、永縁は奏覧本の十四人本を見ることのできる立場にあって、その影響を受けて詠んでいること、永縁は基俊や俊頼等から空前の壮挙である『堀河百首』の事を聞き、自薦で百首歌を詠んだと考えられているが、それ以外に、永縁が堀河天皇の唯識論誦習の御師として、天皇と特殊な関係にあったことが、特に奈良在任の永縁をして、『堀河百首』に出詠せしめたのではないかという可能性を述べた。また、『堀河百首』の流布に関して、十六人本が永久四年六月の時点で流布していた可能性を指摘した。そして、『堀河百首』の享受について、『堀河百首』の後に、永縁たちが堀河百首題百首を試みたらしいこと、それが、現在知られている限り、複数歌人による堀河百首題百首の最も早い時期のものであること、その百首歌の試みが、南都の僧侶歌人に影響を与えていること、などに言及した。

永縁の『堀河百首』には、十四人本の作者たちの影響が強く、中には剽窃と非難されても仕方のないような歌も存する。また、後世の評価もかんばんしくなく、後の勅撰集には、最終的な十六人本の作者の中で、最低の四首しか入集していない。したがって、永縁については『堀河百首』の成立事情に関して、言及される程度であった。同じ『堀河百首』作者でも、俊頼や基俊、顕季、匡房らの著名歌人に比して、その影は極めて薄い。しかしながら、その『堀河百

『首』の歌の評価とは別に、『堀河百首』の影響、享受の面で、永縁が南都の僧侶歌人の和歌活動に果たした役割は、大きいと思われる。そういう点で言えば、永縁を最終的に『堀河百首』の作者に持ち得たことは、『堀河百首』自体にとって、幸いなことであった。

(注1) 天仁三年(一一一〇)二月二十八日から三百日間にわたって、『法華経』それに『阿弥陀経』と『般若心経』とを併せて講じた折の説教の聞書である『法華百座聞書抄』に、法談担当の僧として「大安寺僧都永縁」という名が見えるが、当時、大安寺の別当であり、少僧都であった永縁を擬すのが、通説になっている。これは『堀河百首』奏覧より、四、五年後のことである。

(注2) 『檜葉和歌集』の引用は、樋口芳麻呂編著『檜葉和歌集と研究』(未刊国文資料)によったが、仮名づかいや清濁などを私に改めた箇所もある。

(注3) 『奈良花林院歌合』の成立時期は、天治元年三月下旬(晩春)という橋本不美男氏の説(『院政期の歌壇史研究』二九二頁)が定説化している。ところが、同歌合の永縁歌(月・五番五、

古郷の時ぞともなきさびしさもなぐさむばかりする月影  
と同じ歌と思しき歌が、『檜葉和歌集』の永縁歌として、

八月十五夜花林院歌合ニ、故郷月ヲヨメル  
フル里ノトキゾトモナキサビシサモワスルホドニスメル月影

(卷三・秋・二五二)

と見え、詞書によれば、八月十五夜に『奈良花林院歌合』が行われている。題「月」と「故郷月」の相違、第四句の異同等に疑問が存し、色々な推測が可能であるが、『檜葉和歌集』の記載をそのまま信ずれば、

永縁と『堀河百首』

「三月下旬(晩春)」ではなく「八月十五夜」の可能性も考えられよう。因みに、『奈良花林院歌合』と、椋・郭公・月・雪・祝の全歌題、作者数・番数が揆を一にし、そこに「何かの意味があるのであらうか」と言われる『高陽院七番歌合』(『院政期の歌壇史研究』二八四頁)は寛治八年(一〇九四)の八月一日(廿卷本所収の仮名日記では八月一日)に行われている。これは『奈良花林院歌合』が八月十五夜に行われた可能性を示唆するものではないだろうか。

(注4) 俊頼の歌を傀儡たちがうたって、神歌になったのを伝え聞いた永縁が羨み、琵琶法師どもに物を与えて、「聞くたびにめづらしければ郭公いつも初音の心地こそすれ」(『金葉集』二・夏・一一三)という自詠をうたわせたので、時の人は「有難き数寄人」と言ったという(『無名抄』)。また、右の歌を、高判官代政業が永縁より数ヶ月前に詠んでいたが、永縁の訴えによって永縁の作と認められたという話(『袋草紙』)、伯の母の仏供養に長柄の橋の切を得、覚縁という歌よみがそれを乞うたのに、珍藏して与えなかったという話(『宇治拾遺物語』卷三)もある。

(注5) 「堀河百首の本文の伝承と成立事情」(『中古文学』第十五号、昭50・5)

(注6) 『院政期の歌壇史研究』二九四頁

(注7) 注6の書、二三四頁

(注8) 樋口芳麻呂氏によれば、『檜葉和歌集』の作者名の明らかな三三五名中、三〇六名は僧侶であり、そのうち四三名の童を除いた二六三名は、ほとんどが興福寺、東大寺の僧侶と考えられるという(注1の書、一九五〜七頁)。

(本学助教授)